

《研究報告》

イスラーム金融とその民事紛争解決における  
法の変容と価値の創出：  
イスラームの公平性と正義の実現への模索

川 村 藍\*

Legal Transformation and Value Creation from  
Islamic Finance and its Civil Dispute Resolution:  
The Quest for Achieving Islamic Justice

Ai KAWAMURA

After its commercial practice began half a century ago, Islamic finance expanded its market and academics began deepening their understanding on how Islamic finance could be utilized to achieve *Maqāṣid al-Sharīʿa* in the Muslim society. Consequently, Islamic economics also focused on maintaining the social and economic wellbeing of the Muslim community. The practice of Islamic economics, especially Islamic finance, was seen as disconnected from theoretical discussions on Islamic economics. The justice and value created from the discussion of Islamic economics were developed further with the emergence of the Islamic Moral economy, which focused on a human centric economic system, where the Islamic value tended to lead the financial market, rather than the market driving the economic and social value. Such economic and social values need to be recognized by the society at large to become well-known. One of the simplest ways to gain such recognition is by observing the phenomenon in practice in the lawmaking process or the dispute resolution system, and analyzing the policy or ideology behind such a system or process. Previous studies on dispute resolution systems for Islamic finance have revealed the uneven legal developments in Malaysia and the UAE. The case studies here illustrate an attempt to reconcile the theoretical and ideological discussions on Islamic economics and the practice of Islamic finance as the needs of society change with the times.

---

\* 筑波大学ビジネスサイエンス系助教  
kawamura.ai.gf@u.tsukuba.ac.jp

キーワード：イスラーム金融、地域研究、法社会学、比較法、民事紛争処理研究

Keywords: Islamic finance, area studies, social-legal studies, comparative law, dispute resolution system

## 1. イスラーム金融の法的課題

イスラーム金融は、イスラームの理念や正義を実現する手段として、半世紀前に登場した。資本主義によって生じる不公正な取引が横行する中、これに対抗する形で、イスラームの理念や正義を実現する経済制度の構築を目指して、イスラーム経済学が学問として確立されてきた。ムスリムが多く居住する国や地域では、脱植民地運動やナショナリズムが台頭した後に、人々の生活や慣習がイスラームの理想とする方式と異なることが自覚され、イスラーム復興の動きが政治、経済や日常生活に至るまで浸透していった（小杉，1994）。

イスラーム金融の商業実践が多様化し、市場も拡大する中で、資本主義市場の後発事象であるイスラーム金融市場特有の課題も浮き彫りとなった。特に、資本主義市場と対抗するために経済合理性を追求した結果として、イスラーム経済学で提唱される学術理論と商業実践との間に乖離現象が見られるようになった。この現象を批判する形で、イスラームの本来あるべき人間中心の経済制度を再構築する必要性を説いたのが、イスラミック・モラル・エコノミーである。

イスラミック・モラル・エコノミーはそれ以前のイスラーム経済学との差別化を図ったが、その背景には、イスラーム経済学とイスラーム金融がそれまで直面していた法的課題が関わっている。具体的には、イスラーム経済の実践はイスラームの理念に立脚する経済を追求するのみならず、各国ですでに存在する法制度、すなわち資本主義経済を規制監督し市場の成長と拡大を目指す法制度に対して、これに抵触しない合法的な実践方法を模索することが求められた。結果的に、この状況がイスラーム経済学の実践であるはずのイスラーム金融において資本主義で運用されてきた金融商品と類似した商品をししばしば開発する結果を生み、イスラーム経済本来のあるべき仕組みとは乖離してしまい、それが学術的に批判される事態を引き起こした。

学問としてのイスラーム経済学の確立に寄与したことで知られるウマル・チャプラ博士は、イスラーム経済学が提唱する叡智があれば、資本主義市場で巻き起こる金融危機は回避され、より安定的で健全な市場が形成できるとし、商業実践としてのイスラーム金融市場がそれを追求せず、既存の金融市場との競合に邁進しているため自らのアイデンティティを失いつつあることを警告した（Chapra, 2008）。

これと同様に、現在のイスラーム経済学を牽引する1人であるメフメット・アスタイ博士も、イスラーム金融で実践されている経済学の理論にはイスラームの正義や価値観が欠如していると指摘している（Asutay, 2012）。ウマル・チャプラ博士とメフメット・アスタイ博士は共通して、人間の尊厳を守り、経済や社会の持続的な発展を支える経済システムの再構築を提唱している。

アスタイ博士は、経済社会学の視座から、社会的または経済的な価値が先に存在し、この価値が慣習として認識され、社会や経済の制度として定着し、価値の役割を創出する理論や創出された価値に基づく役割を果たす機関が確立される仕組みを理想としている。実際のイスラーム金融市場はこの仕組みと逆行するベクトルで構成されており、経済市場が社会や経済の価値を決定していると

アスタイ博士は批判し、イスラームの理想を実現するため、イスラームの存在論や認識論を再構築して、理想を体現しうる経済のモデルを提唱した（Asutay, 2019）。この2つのベクトルのあり方を概念化すると、下の図1のようになる。

市場の動向を見ても、イスラーム金融商品が多様化し、市場が拡大する中で、上に触れた法的な課題も具体的な形を取るようになった。たとえば、イスラーム世界に歴史的に存在した商業契約や取引を応用して現代のイスラーム金融商品の開発が行われるため、金融取引のスキームでありながら売買取引とみなされて税制上の課題が生じるケースがあった。また、イスラーム金融機関にはシャリーア諮問委員会が設置されて、イスラーム金融商品のイスラーム法的な正当性を保証するため、既存の国家の規制監督制度では、法的な機能として想定していない仕組みが構築される問題も生じた。このため、いったんイスラーム金融に関わる民事紛争が生じると、どのような法的枠組で解決するのかという問題も生じる。民事紛争の解決法について研究してきた筆者は、この点についてこれまで「法のハイブリッド性」として、背反性が構造化されていることを論じてきた（Kawamura, 2020; Kawamura, 2021b: 67-88）。

このような事態が生じる背景には、イスラーム金融が有する法的地位の問題がある。歴史的なイスラーム金融がいったん西洋法の継受に道を譲った後で、現代のムスリム諸国でイスラーム金融が勃興したため、法的地位の面で整合性を欠いたままに経済的実体が形成されたのである。その結果、国家の制定法とイスラーム法の整合性が図られないままに、既存の金融取引を想定して規定されている商法分野の法律に適合しつつ、イスラーム法による規定にも適合することが求められている。このような取引体系の二重性がイスラーム金融にかかわる法的問題を複雑なものとしている。

イスラーム金融には、現実に規制監督をおこなう現代の実定法に基づく制度と、それとは別に経

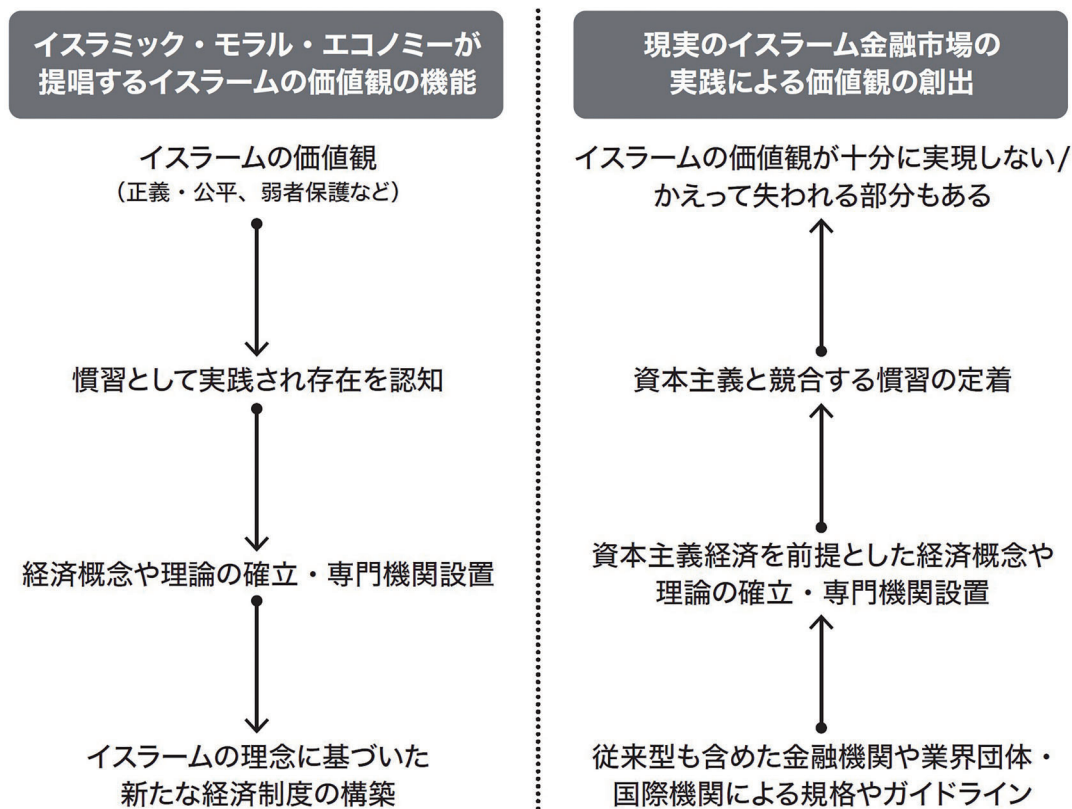


図1：価値観、理論・概念、制度化の2つの流れ

済的・社会的価値を創出するためのイスラーム法の法規定があり、それぞれ目的が異なる法体系が関与している。この構造は、イスラーム金融商品を開発する際にも影響を及ぼし、イスラーム法学で正当性の有無について議論が分かれ、たとえば短期消費貸借の手法にも多様性が存在することがわかっている（長岡，2009）。

その後、イスラーム金融市場の拠点であるマレーシアや湾岸諸国において、イスラーム金融機関に関連する法的枠組みも次第に整備され、特別法やガイドラインの規定が設けられた。このようにイスラーム金融機関の設立から運営までの法的枠組みが着々と進んだ。その一方で、イスラーム金融市場が拡大する中、法的紛争の事例は増大し、これらをどのように処理すべきなのかという議論が、民事紛争研究を促すものとなった。

## II. イスラーム金融をめぐる民事紛争研究

イスラーム金融に掛かる民事紛争研究では、2000年代の半ばから、通常の裁判制度や裁判外紛争処理制度の限界が指摘され、イスラーム金融をめぐる民事紛争処理制度のあり方が認識されるようになってきた。特に、マレーシアでは、イスラーム金融に係る民事紛争が2008年から2010年に急増し、当時、イスラーム金融機関で主に活用していたイスラーム金融商品であるバイウ・ビサマン・アージュル（BBA）の正当性を否定する裁判判決が出された。*Arab-Malaysia Finance Bhd v. Taman Ihsan Jaya & Ors (Koperasi Seri Kota Bukit Cheraka Bhd, third party)* [2008] 5 MLJ 631 の判例では、BBAが1983年イスラーム銀行法と抵触することがはっきりと指摘されている（Kawamura, 2020: 159）。

イスラーム金融機関では当時、BBAが主要な金融商品として活用されていたため、この危機的状況を打破すべく、マレーシアでは独自の民事紛争処理制度である「マレーシア・モデル」（筆者による命名）が確立され、当時の政府の政策的意図が顕著に反映されることになった（Kawamura, 2020: 158-164; Kawamura, 2021b: 105-110）。この「マレーシア・モデル」がイスラームの価値を実現すべく、発展したのか、それとも別の意図があり、その意図により新しい価値が創出されたのかを筆者は検証した。その結果、「マレーシア・モデル」ではアスタイ博士が批判する「逆ベクトルの構図」（上記の図1の右半分に相当）が創られていることが明らかになった（Kawamura, 2021a）。

また、マレーシアでは、裁判判決による否定的な判決を受けて、裁判外紛争処理制度の有用性が議論されており、今後はそれが新しい解決策として活用されることが期待されている。マレーシアでは、イスラーム金融に関連する裁判制度及び裁判外紛争処理を中央銀行のシャリーア諮問委員会の管轄下におくことで、イスラーム金融の正当性を保護しながら、イスラーム金融市場が受けるリスクを回避している（Kawamura, 2021b: 110-115）。これが「法の二元性」を少しでも解消する方向に働くことが期待される。

一方で、アラブ首長国連邦ではドバイの不動産バブルが崩壊した際、イスラーム金融取引を活用した不動産事業に関連した多数の法的紛争が生じた。これに対し、イスラーム金融に掛かる事例を専門に扱う裁判制度と裁判外紛争処理制度（ADR）を折衷する第三の紛争処理制度である「ドバイ・アプローチ」（筆者による命名）が登場し、新たな民事紛争制度として機能した（川村，2013；Kawamura, 2020: 154-158）。この「ドバイ・アプローチ」に加えて、「マレーシア・モデル」が誕生した政治的背景や経済的理由を分析すると、イスラーム金融市場が不均衡な発展をしている実態が

明らかになった（Kawamura, 2021b）。

「ドバイ・アプローチ」及び「マレーシア・モデル」の発見から判明したのは、イスラーム金融が登場したことで新たに法が生成され、既存の法制度がイスラーム法を受容するために変容し、新たな民事紛争処理制度が構築されていることである。イスラーム金融をめぐる民事紛争の事例から、湾岸諸国と東南アジアにおいて、司法制度だけでなく、経済制度の変容が見受けられ、これらの社会的・経済的変容からイスラーム法の適用範囲が拡大したことも明らかになった。

イスラーム金融の民事紛争研究から、これまで法が規制対象としてきたものとは異なる取引体系や社会制度が出現し、法制度が変容した実態をみることができる。

また最近では、デジタル化による新たな技術革新により、既存の法が想定していない現象やビジネスが創出されつつある。デジタル化が進む中で、これまでにない新たなビジネスモデルや金融サービスが登場することが期待される一方、それらをめぐる民事紛争の発生も予想される。

### III. 課題と展望

イスラーム金融においてはもともと、経済合理性を追求する資本主義を批判し、利益増大だけに傾注するのではない経済モデルを求めて、社会的経済的弱者の金融包摂をしながら商業実践を推奨するイスラーム独自の価値観をもとに、イスラーム金融商品が開発され、市場が発展してきた。

近年のイスラーム金融研究では、社会構造に経済行為が埋め込まれ、文化や慣習等により新たな「価値観」が創造される経済社会学に着目し、本来あるべきイスラーム金融の仕組み、規制監督制度がどうあるべきかについても議論されている。本稿のI.で触れたように、イスラーム金融市場では、イスラームの理念を体現しているといわれる金融商品ではなく、金融機関にとって利益の追求が容易な金融商品が重宝され、理論と実践のギャップ、あるいは学術理論と商業実践との乖離が生じている。

上にあげた図1は、この問題に対する学術的批判を概念的に示したものであった。本稿で紹介したイスラミック・モラル・エコノミーの立場によれば、本来あるべきイスラーム経済では、実践がイスラーム世界の新たな価値観を創造するように展開されなければならない。ところが、現実には逆のベクトルが働く実態があり、イスラーム本来の目的である公平性と正義が実現されないという問題が生じている。

メフメット・アスタイ博士を中心とした研究では、イスラーム金融機関の運営や規制監督に関わる機関や業界団体に着目した研究がなされ、現状を批判しつつイスラーム金融の前展望を描き出す非常に優れた成果が出されてきた。筆者はイスラミック・モラル・エコノミーを援用しつつ、イスラーム金融に係る民事紛争や仲裁案件によって出された法的な判断が、紛争当事者のみならず、司法制度や政治経済の構造の変化にも影響を与えることをこれまで、「ドバイ・アプローチ」や「マレーシア・モデル」を用いて論じてきた（Kawamura, 2020）。

2つのベクトルを論じるアスタイ博士のモデルを、イスラーム金融をめぐる民事紛争解決制度をも含めて考えると、次の図2のようになる。2つのモデルの対立を、イスラーム経済学における理念と現実の対立と考える場合もあるが、民事紛争をも視野に入れると、実際の紛争解決をめざすならば、理念型をより実際の紛争解決制度に反映する必要があることが判然とする。

新たな社会的課題に対して、イスラーム金融がその理念を守りながら時代の変遷に適合するため

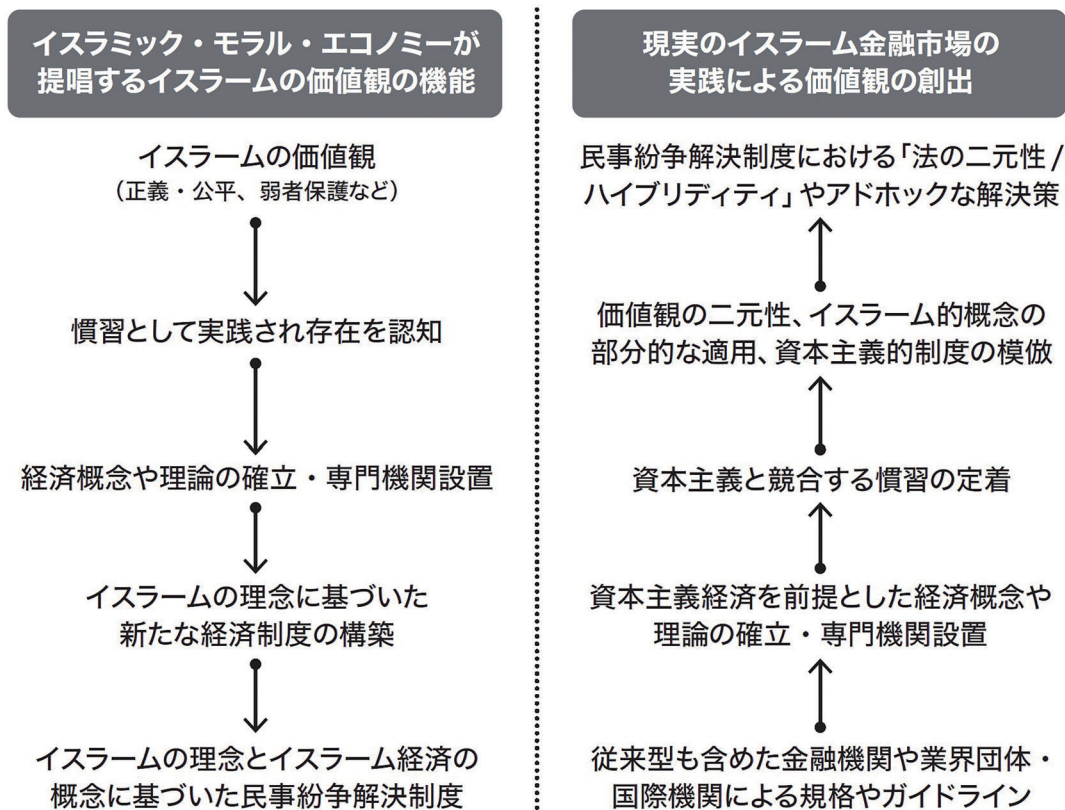


図2：価値観、理論・概念、制度化の2つの流れと民事紛争解決

の法解釈や新しい民事紛争処理制度が、これまで真摯に追究されてきた。イスラーム金融の理論的・理念的な立場と金融実践の実態が融和されなければ、民事紛争を安定的に解決しうる制度設計も可能とはならないであろう。

今後の展望としては、イスラーム金融の商業実践から民事紛争解決の制度的発展までを眺望しつつ、イスラーム社会全体に新たな価値観が創造される事例や見通しを明らかにしていきたい。筆者の場合、その中でも、裁判所や仲裁機関がもたらす社会的変容に着目し、民事紛争を契機として新たな「法概念や理論」が創出されるモデル・ケースがどのように生じつつあるのかを探求していくつもりである。

※ 本報告は、JSPS 科研費・若手研究「イスラーム金融の民事紛争による『価値観』の創出とその課題」(20K20055)の成果の一部である。

### 参考文献

川村藍 (2013) 「イスラーム金融の民事紛争処理における『ドバイ・アプローチ』の登場：裁判と金融 ADR を補完する第3の制度」『日本中東学会年報』29 (1), 97-127 頁.

小杉泰 (1994) 『現代中東とイスラーム政治』昭和堂.

長岡慎介 (2009) 「金融機関のリクイディティ・マネジメント手法からみたイスラーム金融の多様性とグローバル化：イスラーム金融論における『西厳東緩論』再考のために」福田安志編『イスラーム金融のグローバル化と各国の対応』調査研究報告書, アジア経済研究所, 153-178 頁.

Asutay, M. 2019. "Re-Imagining and Re-Constituting Islamic Economics: New Horizons Beyond Islamic Finance," paper presented at 31st Society for the Advancement Socio-Economics (SASE) Annual Conference,

- organized by SASE on June 27, 2019, New School, New York, USA.
- . 2012. “Conceptualising and Locating the Social Failure of Islamic Finance: Aspirations of Islamic Moral Economy vs the Realities of Islamic Finance,” *Kyoto: Asian and African Area Studies*, 11 (2), pp. 93-113.
- Chapra, U. 2008. *The Islamic Vision on Development in the Light of Maqāṣid Al-Sharī‘ah*. London: The International Institute of Islamic Thought.
- Kawamura, A. 2020. “New Dispute Resolution Approach and Models for Islamic Finance,” *Arab Law Quarterly*, 34, pp. 141-166.
- . 2021a. “Grafting the Malaysian Model into Islamic Finance Dispute Resolution,” Shinsuke Nagaoka, Zurina Shafii, and Ai Kawamura, *The Development of Institutional Frameworks of Islamic Economy: A Historical Experience and New Initiatives in Malaysia*, Kyoto: Kyoto University Islamic Economic Studies Project (KUISES), pp. 91-114.
- . 2021b. *Grafting an Islamic Sapling onto the Tree of Legal Dispute Resolution: Civil Disputes in Islamic Finance in the Gulf and Southeast Asia*. Osaka: Asia-Japan Research Institute, Ritsumeikan University.